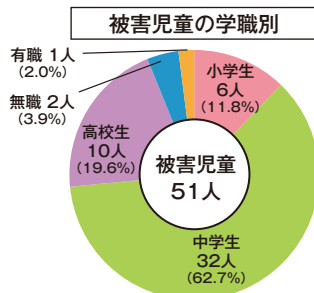


# 児童ポルノ事犯の現状

児童ポルノは、児童を相手方とする性交や他人が児童の性器等を触っている姿等を撮影した画像記録であり、児童の人権を著しく侵害する行為です。

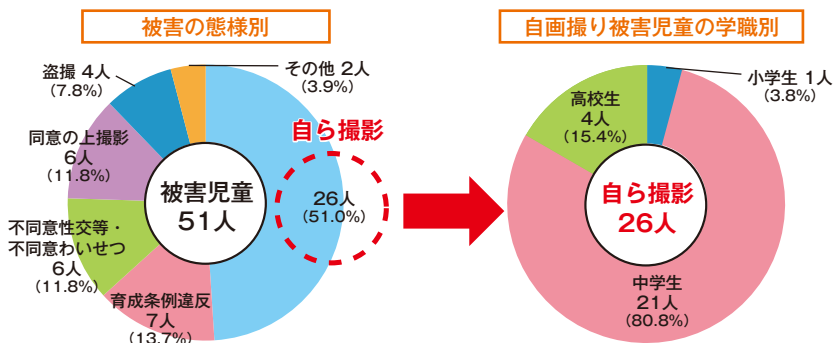
被害児童の学職別は、中学生が32人(62.7%)と最も多く、次いで高校生の10人(19.6%)の順になっています。



## ■自画撮り被害の状況

「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」とは、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、SNS等で送られる被害をいいます。

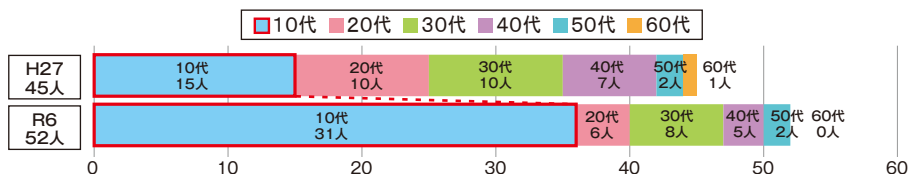
デジタル画像は、コピーが容易であり、ひとたび画像がインターネット上に流出すると、不特定多数の者に繰り返しコピーされ、すべての画像を削除することは、事実上不可能になります。



## ■児童ポルノ事犯被疑者の低年齢化

令和6年の児童ポルノ事犯の被疑者の年代別割合は、10代が最多です。10代が全体に占める割合は、平成27年が33.3%でしたが、令和6年では59.6%となっています。

少年のスマートフォン保有率とSNS利用率の増加に伴い、10代でも、SNSで知合った児童に裸の画像を送信させたり、友人間で興味本位で児童ポルノを提供・拡散したりして検挙されています。



※ 「10代」は、14歳から19歳をいいます。

# 性的な画像の撮影に関する被害の現状

## 人の性的な部位・下着を

- ・盗撮など、正当な理由なくひそかに撮影する行為
- ・「イヤ」と言っているのに無理やり撮影する行為、  
「イヤ」と言うのが難しい状況で撮影する行為（不同意）
- ・16歳未満の子どもに対して、その子どもが同意しているかどうかにかかわらず撮影する行為

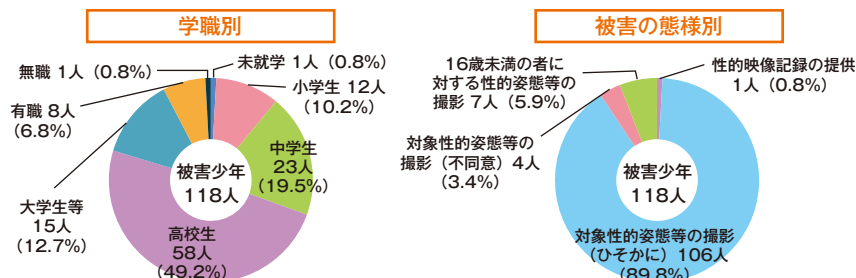


は「撮影罪」という犯罪です。

また、このようにして撮影した写真・動画を人に提供する行為は「提供罪」が成立します。

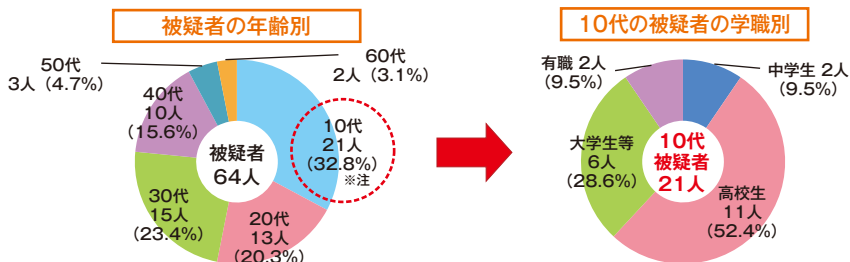
## ■20歳未満の被害者の状況

20歳未満の被害者の学職別は、高校生が最も多く、全体の49.2%を占めています。また、被害の態様別では、ひそかに撮影される被害がほとんどです。



## ■被疑者の状況

被疑者の年齢別では、10代が最多で、その中でも高校生が最も多く検挙されています。スマートフォンを利用して、興味本位で盗撮するケースが散見されます。



※注 被害者20歳未満に係る事件であることから、刑法犯少年のうち、性的姿態撮影等処罰法違反で検挙された少年（P.5記載）と数値が異なります。

※注 「10代」は、14歳から19歳をいいます。

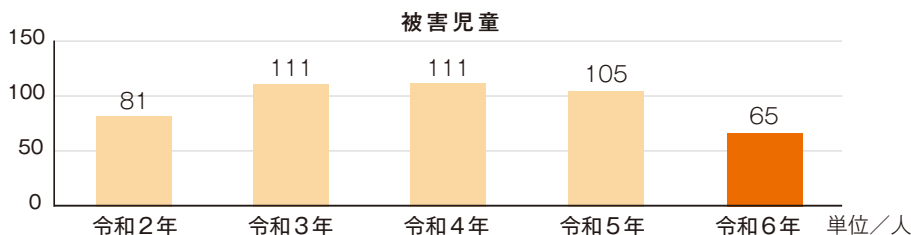
## 県内の事例

### ～着替えを盗撮し拡散させた男子高校生を検挙～

18歳の男子高校生が、学校内にスマートフォンを設置して女子高校生の着替えを盗撮し、撮影した画像を友人に送信して拡散させた事件を検挙した。

# SNSに起因する事犯の被害児童の現状

令和6年中のSNSに起因する事犯の被害児童数は65人で、前年に比べ40人減少（-38.1%）していますが、小学生の被害も確認されています。



※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と知り合い、実際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯をいいます。

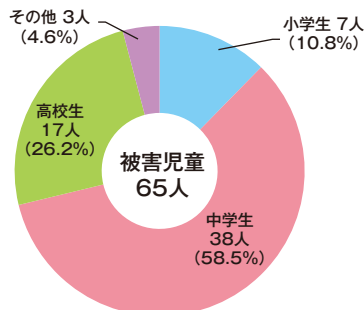
## 被害児童の罪種別

| 罪 種              | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------------------|------|------|------|------|------|
| 児童ポルノ            | 31   | 49   | 42   | 47   | 20   |
| 児童買春             | 20   | 20   | 36   | 21   | 7    |
| 青少年健全育成条例違反(いん行) | 26   | 35   | 27   | 20   | 10   |
| 不同意性交等           |      |      |      | 7    | 12   |
| 不同意わいせつ          |      |      |      |      | 6    |
| 略取誘拐             |      |      | 1    | 5    | 4    |
| 殺人未遂             |      |      | 1    |      |      |
| 児童福祉法            |      | 1    |      |      |      |
| その他              | 4    | 6    | 4    | 5    | 6    |
| 合計               | 81   | 111  | 111  | 105  | 65   |

※ その他(令和6年中)：性的姿態撮影等処罰法違反(性的姿態等の撮影)1人、(16歳未満の者に対する映像送信要求)2人、(16歳未満の者に対するわいせつ目的面会)1人、青少年健全育成条例違反(深夜外出)1人、青少年健全育成条例違反(その他)1人

単位／人

## SNSに起因する事犯による被害児童の学職別



## 県内の事例

### ～女子高生になりすまして 裸の写真を送信させた男を検挙～

26歳の男が、女子高校生になりすまし、SNSを通じて知り合った15歳少女に自撮りさせ、裸の画像を送信させた児童ポルノ法違反事件を検挙した。



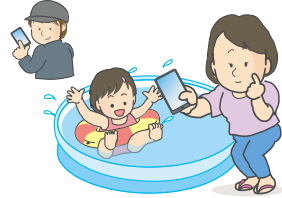
# インターネット利用に係る保護者が知っておきたいポイント

## ① 乳幼児・低学年児童のいるご家庭に

### こどもの写真や動画の投稿はここに注意！

成長記録としてSNSに投稿した写真や動画が、わいせつ目的などに悪用されるケースもあります。

SNSでの投稿は、事前に複数人でチェックし、裸に近い写真は、SNSなどのネットには上げないようにしましょう。



## ② 小学校高学年・中高生のいるご家庭に

### 知らなかったではすまない！？

#### 写真や動画の撮影・共有

迷惑動画の撮影、他人の性的な部位や下着を写真や動画で撮影することは、悪ふざけではすまされず、犯罪となることがあります。

また、性的な画像をSNSで共有・転送・拡散することも罪に問われることがあります。



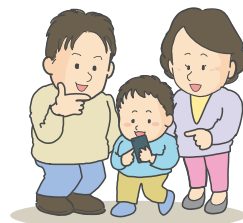
## ③ 小中高生のお子さまのいるご家庭に

### SNSを快適に使うために・・・

#### 便利なものだからこそ安全に。

スマホやPCなどに使い慣れてきた時こそ、攻撃的な投稿をしないように気を付けましょう。

気軽な投稿で他人を傷つけてしまう恐れがあること、投稿した言葉や写真は、「なかったこと」には出来ません。



#### ④ 特に、小学校高学年・中高生のいるご家庭に

##### 自画撮り被害にご注意を！

裸の自画撮り画像を撮って送信するように要求してくる人を信用しないこと、違法な要求には応じないよう保護者からこどもに伝えましょう。

ご家庭でルールについて話し合う際に、困ったことがあったら保護者に相談すること、警察や相談窓口を利用することも確認しておきましょう。



#### こどもの成長に合わせたサポート!!

##### 1 フィルタリングを設定しましょう！

こどもの発達の段階に合わせたフィルタリング等の安全設定をうまく活用して犯罪被害からこどもを守りましょう。

##### 2 こどもと話し合ってルールを決めましょう！

スマートフォンを買い与えるタイミングや夏休みなど長期休みに入る機会を利用して

- ① 名前や顔写真、学校名などを書き込まない
- ② スマートフォンなどを使用する場所や時間を決める
- ③ パスワードは保護者が管理する

等のルールを決めましょう。

##### 3 セルフコントロール力を育む

保護者が見守りながら、こどもの成長に合わせて、こども自身が自分の力で判断し、コントロールできる力を育みましょう。

##### 4 警察に相談しましょう！

お子さんが裸の画像等を要求された場合、既に画像を送信してしまった場合も、被害拡大を防止するため、ためらわずに相談しましょう。

こどもの成長

自律期  
・道徳心  
・判断力

他律期  
・ルール  
・安全設定

保護者の見守り

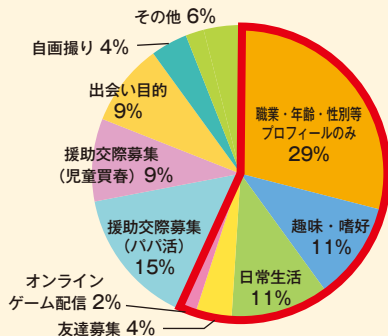
#### CHECK!

投稿内容にかかわらず、被害に遭う可能性があります！

SNSに起因する事犯の実態調査の結果、被疑者と被害児童が知り合った経緯は、被害児童のSNSへの投稿を見て被疑者の方から接触を図ったケースがほとんどです。

被害児童のSNSへの投稿内容は、「趣味・嗜好」、「職業・年齢・性別等プロフィールのみ」、「友達募集」等といった一見して犯罪に巻き込まれるとは考えにくい投稿が約半数となっています。

被害児童のSNSへの投稿内容(令和6年)



## インターネット利用に係る被害から子どもを守るための取組

### ■サイバーパトロールによる注意喚起

福岡県警察では、児童買春を始めとするこどもの性被害につながるおそれのある不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起のためのメッセージを投稿しています。

※「サイバーパトロール」とは、援助交際を求めるなどの不適切な書き込みを発見するため、SNSを検索することをいいます。

### ■生徒のネット非行及び犯罪被害防止啓発動画

実際に取り扱った実例を基に少年がインターネットの危険性や特性を学ぶことができる啓発動画を福岡県警ホームページで公開しています。



## 暴走族少年

令和6年中の暴走事案に関連する110番は、3,844件で前年に比べ1,171件増加しており、依然として暴走族は、小規模で突発的に暴走行為を行っています。

### ● 組織実態

( )内は前年比

| 組織別    | 区分 | グループ  | 総 数      |         |
|--------|----|-------|----------|---------|
|        |    |       |          | 少 年     |
| 合 計    |    | 0(-2) | 246(-38) | 38(-57) |
| 組織暴走族  |    | 0(-2) | 0(-10)   | —       |
| 非組織暴走族 |    | —     | 246(-28) | 38(-57) |
| 構成比(%) |    |       | 100.0    | 15.4    |

少年については20歳未満で集計

単位/人

※学職別では、中学生2人、高校生12人、有職少年13人、無職・その他11人で、SNSを利用した暴走の呼びかけが増加しています。

### ● 地域ぐるみで暴走族を根絶しましょう！！

暴走族は、交通ルールを無視した走行や騒音運転を行うなど、迷惑を及ぼす集団であることから、すべての少年に対して、その危険性や迷惑性をしっかりと教え、暴走に参加させない、暴走行為を見に行かせないようにしましょう。

福岡県警察では、暴走行為をさせないため、改造車両を押収するなどの対策を進めていますので、改造車両を発見したときは、警察への連絡をお願いします。

暴走族のいない安全で安心な地域社会の実現のため、警察と地域社会が一体となった取組を進めていきましょう。

